民法改正解説 ～弁済～

弁護士 上里 美登利

はじめに

改正民法（平成29年法律第44号）の施行が、①定型約款における反対の意思表示（改正民法附則1条2号・33条2項3項）及び②貸金等債務に関する保証契約の公証人による保証意思の確認手続に関する規定（附則1条3号・21条2項3項）を除き、2020年（平成32年）4月1日と定められました（民法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令）。

本稿では、金融法務において問題となりやすい「弁済」についての解説を致します。

1　弁済による債権の消滅

> 第473条（弁済）
>
> 債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅する。

旧法下では、弁済によって債権が消滅するという大原則を定めた条文がこれまで存在しなかったため、この条文が設けられました。

2　第三者弁済

> 第474条（第三者の弁済）
>
> 1　債務の弁済は、第三者もすることができる。
>
> 2　弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、債務者の意思に反することを債権者が知らなかったときは、この限りでない。
>
> 3　前項に規定する第三者は、債権者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合において、そのことを債権者が知っていたときは、この限りでない。
>
> 4　前三項の規定は、その債務の性質が第三者の弁済を許さないとき、又は当事者が第三者の弁済を禁止し、若しくは制限する旨の意思表示をしたときは、適用しない。

(1) 改正民法474条2項では、弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができないという原則が維持されています。但し、債務者の意思に反することを債権者が知らなかったときは、この限りでないと定められ、善意の債権者が保護されています。

(2) 改正民法474条3項では、弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債権者の意思に反して弁済をすることができないとし、債権者が受領拒絶できることを規定しています。但し、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合において、そのことを債権者が知っていたときは、受領拒絶できないと定められています。

これにより、債務者の意思に反するかどうかを債権者が確認できない場合、債権者が受領拒絶することが可能となります。

3　債務の履行の相手方

> 第478条（受領権者としての外観を有する者に対する弁済）
>
> 受領権者（債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。以下同じ。）以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。
>
> 第479条（受領権者以外の者に対する弁済）
>
> 前条の場合を除き、受領権者以外の者に対してした弁済は、債権者がこれによって利益を受けた限度においてのみ、その効力を有する。

(1) 第三者が受領権限を有する場合、その者に対する弁済が有効であることを明確に定めました（改正民法478条括弧書き）。

(2) 受領権限のない者に対する弁済の効力（改正民法478条）

従来の「債権の準占有者」との文言がそもそも用語としてわかりにくいこと等から、これに代えて、「取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するもの」に対してした弁済は、その弁済を

した者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する、としました。

従来「債権の準占有者」に該当するとされてきた判例･通説の見解を変更するものではないとされています（民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台(5)27頁）。

4　代物弁済

第482条（代物弁済）

弁済をすることができる者（以下「弁済者」という。）が、債権者との間で、債務者の負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、その弁済者が当該他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。

代物弁済契約が諾成契約であることを明示したうえで、代物が給付されたときに弁済の効力が生じて債権が消滅することを明らかにしています。

5　弁済の方法（改正民法483条～ 487条、477条）

第484条（弁済の場所及び時間）

1　弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは債権発生の時にその物が存在した場所において、その他の弁済は債権者の現在の住所において、それぞれしなければならない。

2　法令又は慣習により取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、弁済をし、又は弁済の請求をすることができる。

第486条（受取証書の交付請求）

弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる。

第477条（預金又は貯金の口座に対する払込みによる弁済）

債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによってする弁済は、債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に対してその払込みに係る金額の払戻しを請求する権利を取得した時に、その効力を生ずる。

(1)　弁済の時間（改正民法484条2項）

弁済の時間について、商法520条に則り、法令又は慣習により取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、弁済をし、又は弁済の請求をすることができると定めました。これにより、同趣旨の商法520条は削除されています（整備法3条）。

(2)　受取証書の交付請求（改正民法486条）

弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができることを条文上明確にしました。旧法では、「弁済をした者は、弁済を受領した者に対して受取証書の交付を請求することができる。」と定められていたため、弁済と受取証書の交付が同時履行の関係にあることが文言上より明確になったものと考えられます。

もっとも、受取証書の交付をしなければ債務の履行を請求できないという関係にはなく、債務者が履行期を徒過しても受取証書の交付義務について同時履行の抗弁権があることを理由として、遅滞に陥らないと主張することはできないとされています（民法（債権関係）の改正に関する要綱案のたたき台(5)33頁、日本弁護士連合会『実務解説改正債権法』（株式会社弘文堂、初版、2017年）309頁）。

この点、旧法下でも、大審昭和16年3月1日第3民事部判決（大審院民事判例集20巻3号163頁）において、弁済者が受取証書の交付を請求したものの弁済受領者がこれを応諾しないときは、弁済者は弁済のため現実に成したる提供物を保留して交付することを要しないとされています。また、最高裁昭和39年10月8日第1小法廷判決（最高裁判所裁判集民事75号635頁）でも、家賃の支払いと受取証書の交付とは同時履行の関係に立つとされています。しかし、同最高裁判決では、先に支払った家賃について受取証書の交付がないことを理由に、その後の家賃の支払いを拒絶することはできないとしています。

これらの判例からするに、弁済の提供と受取証書の交付とは同時履行の関係にあるものの、受領者が受取証書を交付しない場合には、弁済の目的物を留保することができる（引き渡さないでおくことができる）ということになるものと考えられます。

(3)　預金又は貯金の口座に対する払込みによる弁済（改正民法477条）

債務の弁済について、債権者の預貯金口座に振り込んで支払う事例が少なくありませんでしたが、改正前民法には、振込みに関する明文の規律が設けら

これにより、金融機関における何らかの送金トラブル等により受取人側の口座に着金していないという場合には、本条に基づく弁済の効力は生じないことになります。

6　弁済の充当（改正民法488条～ 491条）

条文が多いため、条文の掲載は割愛させていただきます。充当については、実際にその都度条文を確認しながら処理をせざるを得ないものと考えています。

(1) 改正民法の充当に関する規律自体は、従来の民法の充当に関する規定の規律を基本的に維持し、明文化したものです。従来から問題となっていた競売配当金等について、法定充当以外の充当方法が認められるかという点については規定されず、従前と同じく判例･解釈に従うことになります。

(2) 取引の実態に合わせ、まずは、当事者の合意に従うべきことが条文上明確にされました（改正民法490条）。

(3) 新しい規律としては、改正民法489条2項において、1個又は数個の債務について、元本、利息、費用を支払うべき場合に、489条1項による費用→利息→元本への充当方法の適用を行った後の残存部分につき指定充当する余地を認めました。その結果、充当方法に関する順序は以下のとおりとなります。

同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合：合意充当→指定充当→法定充当

数個の債務について、元本、利息、費用を支払うべき場合：合意充当→費用･利息･元本の順序について法定充当→費用･利息･元本のいずれか残存部分について指定充当→法定充当

（日本弁護士連合会『実務解説改正債権法』（株式会社弘文堂、初版、2017年）313頁）